

人材紹介サービス契約書

〇〇〇(以下、「甲」という)とタイグロン パートナーズ株式会社(以下、「乙」という)とは、乙から甲への人事コンサルティングに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条(委託事項)

- 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。
- (1) 甲が行う求人について、適切な求職者の紹介
 - (2) 上記の紹介を行うについての、相談、助言、人材の開拓や調査

第2条(採用選考)

- 甲は、乙が前条により紹介した求職者(以下、「応募者」という)を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を労働者として採用する。この際、乙は甲に採用選考についてのアドバイスを行い、その他の支援を行うものとする。
2. 甲は前項に基づき採用を決定した場合、乙及び応募者に対して採用を決定した事実を確認する書面(以下、「採用通知書」という)またはこれにかわる文書を交付する。

第3条(個人情報の取扱い)

- 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下、「個人情報」という)を甲に対して開示・提供する。ただし乙は、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対し個人情報を開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
 3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第4条(報酬)

- 甲は、第1条により乙が紹介した応募者の採用を決定したときは、乙が行ったサービスに対する報酬として、甲が採用決定した応募者(以下、「採用決定者」という)に支払う初年度基本年俸額の30%に相当する額の紹介手数料を乙に支払う。
2. 初年度基本年俸額とは、基本年俸額及び基本年俸額以外に契約で保証するその他収入(もしあれば。但し、通勤手当は除く)の合計額とする。

第5条(紹介手数料の支払方法)

乙は、前条第1項に基づき紹介手数料を算出して甲に請求し、甲は、当該請求を受けた月の翌月末日迄に、消費税を加算の上、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第6条(紹介手数料の返還)

- 乙は、採用決定者が入社後、下記期間内に、本人の都合による退社または本人の責任に基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。
- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 受領した紹介手数料の80%
 - (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 受領した紹介手数料の50%
- 乙は、上記金額を採用決定者の退社後、1ヶ月以内に、甲に支払うものとする。

第7条(守秘義務)

甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、または受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - (4) 受領者が独自に開発したもの

第8条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、相手方に対し、自己、自己の役職員又は経営を実質的に支配する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、及びその他のこれらに準ずる者(以下まとめて「反社会的勢力」という。)ではなく、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。

2. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 甲及び乙は、相手方に対し、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
 - (2) 暴力的な要求行為、又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、相手方が前3項のいずれかの規定に違反し、取引を継続することが不適切である場合、取引を停止し、又は解除の通知をすることにより甲乙間で締結された全ての契約を解除することができる。なお、この解除によって生じた損害については、解除をした当事者は責任を負わないものとする。また、解除をした当事者にこの解除により損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第9条(特別費用の支出)

乙は、第1条に定めるサービスを甲に提供するにあたり特別な費用がかかる場合、甲の事前の承諾の上別途料金を請求できるものとし、その金額、支払方法については、事前に甲乙協議の上、都度決定するものとする。

第10条(有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

第11条(解約)

本契約は、契約の有効期間中において、甲乙協議のうえ、これを解約することができる。

第 12 条(協議事項)

前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

第 13 条(管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 14 条(準拠法)

本契約の解釈・適用については、日本法を準拠法とする。

以上締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 29 年 7 月 日

(甲) 住所 1
住所 2
会社名
担当者

(乙) 東京都港区虎ノ門1-16-4
アーバン虎ノ門ビル9階
タイグロン パートナーズ株式会社
代表取締役 野尻 剛二郎